

指定居宅介護事業等の従業者資格要件等について

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)

○指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)

【表内記号等の読み方について】

○ 従事することができます。

%加算 従事することができ、所定単位数に加算措置があります。

%減算 従事することができますが、所定単位数から減算措置があります。

▲※1 知的障害者(児)又は精神障害者に対する介護等の実務経験が5年以上必要です。なお、平成27年3月31日までは、行動援護従業者養成研修修了者について、3年以上の実務経験で足りる旨の経過措置があります。

▲※2 知的障害者(児)又は精神障害者に対する介護等の実務経験が2年以上必要です。

▲※3 知的障害者(児)又は精神障害者に対する介護等の実務経験が2年以上必要です。また、当面の間、知的障害者(児)又は精神障害者に対する介護等の実務経験が1年以上2年未満の場合でも従事できますが、その場合は所定単位数から30%減算となります。

▲※4 3年以上介護等の実務経験が必要です。

▲※5 身体障害者の直接支援業務の従事経験を有するものであり、かつ、年末年始等、一時的に人材確保の観点から市町村がやむを得ないと認める場合に限り従事できます。(その場合、「居宅における身体介護中心」及び「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を算定する場合は、重度訪問介護サービスの所定単位数を算定(所要時間3時間未満の場合)。「家事援助」及び「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」を算定する場合は、居宅介護サービスの所定単位数から10%減算となります。
注:「居宅における身体介護中心」及び「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を算定する場合はサービス所要時間により報酬の算定方法が異なりますので、詳細は報酬告示をご確認ください。

▲※6 同行援護従業者養成研修(一般課程+応用課程)を修了することで従事することができます。なお、平成30年3月31日までは、同行援護従業者養成研修(一般課程+応用課程)の修了者とみなす旨の経過措置があります。

▲※7 3年以上介護等の実務経験有しており、同行援護従業者養成研修(一般課程+応用課程)を修了することで従事することができます。なお、平成30年3月31日までは、同行援護従業者養成研修(一般課程+応用課程)の修了者とみなす旨の経過措置があります。

▲※8 介護福祉士、介護職員基礎研修の修了者、居宅介護従業者(訪問介護員)養成研修(1級課程)修了者及び居宅介護従業者(訪問介護員)養成研修(2級課程)修了者で3年以上介護等の業務に従事した者が従事できます。なお、平成30年3月31日までは、平成30年3月31日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年間従事した者について、同行援護従業者養成研修(一般課程+応用課程)を修了することのみで従事することができる旨の経過措置があります。

▲※9 視覚障害を有する身体障害者等の福祉に関する事業(直接処遇職員に限る。)に1年以上従事した経験が必要です。なお、平成30年3月31日までは、同行援護従業者養成研修(一般課程)の修了者とみなす旨の経過措置があり、居宅介護従業者の要件を満たせば、実務経験を問いません。

▲※10 視覚障害を有する身体障害者等の福祉に関する事業(直接処遇職員に限る。)に1年以上従事した経験が必要です。なお、平成30年3月31日までは、同行援護従業者養成研修(一般課程)の修了者とみなす旨の経過措置があり、居宅介護従業者の要件を満たせば、実務経験を問いません。

サービスの種類 資格等の種類	居宅介護						重度訪問介護			同行援護		行動援護		
	サービス提供責任者	従業者					サービス提供責任者	従業者		サービス提供責任者	従業者	サービス提供責任者	従業者	
		で居宅における身体介護が中心である場合	通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合	家事援助が中心である場合	ない通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合	通院等介助のための乗車又は陸車の通院等が中心である場合		通常のサービス提供を行う場合	に重度障害者等包括支援対象者にサービス提供を行う場合					障害者にサービス提供を行う場合
介護福祉士	○	○	○	○	○	○	○	○	15%加算	7.5%加算	▲※6	▲※9	▲※1	▲※2
居宅介護職員初任者研修課程	○	○	○	○	○	○	○	○	15%加算	7.5%加算	▲※6	▲※9	▲※1	▲※2
障害者居宅介護従業者基礎研修課程	×	30%減算	30%減算	10%減算	10%減算	10%減算	×	○	15%加算	7.5%加算	×	▲※10 30%減算	×	×
居宅介護従業者養成研修課程修了者														
1級課程修了者	○	○	○	○	○	○	○	○	15%加算	7.5%加算	▲※6	▲※9	▲※1	▲※2
2級課程修了者	▲※4	○	○	○	○	○	▲※4	○	15%加算	7.5%加算	▲※7	▲※9	▲※1	▲※2
3級課程修了者	×	30%減算	30%減算	10%減算	10%減算	10%減算	×	○	15%加算	7.5%加算	×	▲※10 30%減算	×	×
重度訪問介護従業者養成研修課程修了者														
基礎課程修了者	×						×	○	×	×	×	×	×	×
追加課程修了者、統合課程修了者及び行動障害支援課程修了者									15%加算	7.5%加算	×	×	×	×
同行援護従業者養成研修課程修了者														
一般課程修了者	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
応用課程修了者	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	▲※8	○	×	×
行動援護従業者養成研修課程修了者	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	▲※1	▲※3
介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者														
介護職員初任者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者	○	○	○	○	○	○	○	○	15%加算	7.5%加算	▲※6	▲※9	▲※1	▲※2
訪問介護員養成研修課程修了者														
1級課程修了者	○	○	○	○	○	○	○	○	15%加算	7.5%加算	▲※6	▲※9	▲※1	▲※2
2級課程修了者	▲※4	○	○	○	○	○	○	○	15%加算	7.5%加算	▲※7	▲※9	▲※1	▲※2
3級課程修了者	×	30%減算	30%減算	10%減算	10%減算	10%減算	×	○	15%加算	7.5%加算	×	▲※10 30%減算	×	×
移動支援従業者養成研修課程修了者(廃止前の沖縄県ガイドヘルパー養成研修修了者も含む)														
視覚障害者移動支援従業者養成研修課程修了者	×	×	30%減算	×	10%減算	10%減算	×	×	×	×	×	▲※9	×	×
全身性障害者移動支援従業者養成研修課程修了者	×	×	30%減算	×	10%減算	10%減算	×	×	×	×	×	×	×	×
廃止前の沖縄県日常生活支援ヘルパー養成研修修了者	×						×	○	○	○	×	×	×	×